

令和2年第8回（11月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年11月26日（木）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	副町長	武藤 浩道 君
教育長	鳥海 義弘 君	総務課長	浅野 辰夫 君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

参事（特命担当）	千葉 伸吾 君	財政課長	熊谷 有司 君
まちづくり政策課長	伊藤 義継 君	復興定住推進課長	武藤 亨介 君
税務課長	小野 純一 君	町民課長	千葉 昭 君
保健福祉課長	鎌田 光一 君	農政商工課長	高橋 優 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	片倉 剛 君
学校教育課長	菅野 直人 君	社会教育課長	千葉 恭啓 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋 将吾

議事日程第 1 号

令和 2 年 1 1 月 2 6 日（木曜日） 午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 73 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 74 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 75 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 76 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 8 回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 2 年第 8 回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、師走を目前に控え、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年人事院勧告は、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により、日本の企業活動が大きく影響を受けていることから、人事院としては 10 年ぶりとなるマイナス勧告となりました。政府は人事院勧告に基づき、去る 11 月 6 日に国の一般職並びに特別職職員の給与に関する法律の改正案を閣議決定してございます。同日、総務副大臣から通知により、地方公務員の給与に関しても閣議決定の趣旨に添って適切に対応するよう要請されたところでございます。これを受けて本町といた

しましても、人事院勧告に基づき町議会議員、町三役、一般職員等の期末手当につきまして、本年の12月支給分から一律0.05カ月分を引き下げる内容で関係する四つの給与、報酬等の条例の一部の改正について本日御提案するものでございます。以上、議案について御審議の上、御可決賜りますよう御願いを申し上げて御挨拶といたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により11番石垣正博和議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第73号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3 議案第73号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） おはようございます。それでは、議案第73号の提案理由を申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきます。

議案第73号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

大郷町長 田 中 学

2ページを御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。令和2年人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正するものであり、期末手当支給率を年0.05月引き下げ、年3.35月と改めるものでございます。なお、国の特別職の職員の給与に関する法律改正案は、過日、国において閣議決定をされてございます。

第1条 期末手当について、第5条第3項中、「100分の170」を「100分の165」に改めるものでございます。第2条 同じく期末手当について、第5条第3項中、来年度以降の支給率を「100分の167.5」に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものでございます。

以上、議案第73号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 議案第73号から本日かけられる議案に関連すると思われませんが、今回、国の勧告に基づくということでございますが、これを機会にですね、大郷町内における企業の実態などについても、当然調査しても然るべきではないかと考えますが、その辺についての実態はどうなっているのでしょうか。町内の企業で働いている方々の給料は今回のコロナの影響でどのような影響が及ぼされているのか、その実態について調査されているのかどうか、されているとすればその内容についてお知らせいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。本町の場合、人事委員会をもってございませんので、町内の企業の実態については、調査はしてございません。なお、国の人事院勧告並びに宮城県の人事委員会の勧告を受けての今回の提案でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、何か人事院云々という話しでしたが、自治体として各企業のそういう給与実態について調査することについては、これは問題がある訳なんですか。その辺については関与できない状況が、何か規制か何かで定められているんですか。その辺について、実態は実態としてやはり知る必要があろうと思うんですが、商工会などとの協力の中でその辺の調査はすることができないのかどうかお聞きしておきたいと

思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） 先ほどもお答えいたしました。例えば、宮城県の場合は人事委員会をもってございまして、そこで県内の企業の給与の実態について調査して県のほうに勧告をしております。市町村の場合はそれを準じた形で提案するものでございますので、人事委員会を持っていない市町村としてはそういった調査行為は行っていないのが実情です。

議長（石川良彦君） 行っていないでなくて、行うことができないのかということ。

総務課長（浅野辰夫君） 人事委員会をもってございませぬので行うことができないものと認識しております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第73号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第74号の提案理由を申し上げます。3ページをお開きいただきます。

議案第74号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

大郷町長 田 中 学

4ページを御覧いただきます。まず、今回の改正理由を申し上げます。議案第73号同様、令和2年人事院勧告に基づき、本条例の一部を改正するものであり、期末手当支給率を年0.05月引き下げ3.35月と改めるものでございます。

第1条 期末手当について、第3条第2項中、「100分の170」を「100分の165」に改めるものです。第2条 同じく期末手当について、第3条第2項中、来年度以降の支給率を「100分の167.5」に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日施行するものです。

以上、議案第74号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、ご説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第74号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ついて

議長（石川良彦君） 日程第5 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第75号の提案理由を申し上げます。

5ページをお開きいただきます。議案第75号 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部改正について、職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

大郷町長 田 中 学

6ページを御覧いただきます。まず、今回の改正理由を申し上げます。令和2年人事院勧告に基づき、本町職員の期末手当支給率を0.05月引き下げ年2.55月と改正するものです。なお、国家公務員の給与に関する法律改正案は、過日、国において閣議決定されております。

第1条 期末手当について、第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改めるものです。第2条 同じく期末手当について、第18条第2項及び第3項中、来年度以降、「100分の127.5」に改めるものです。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日施行とするものです。

以上、議案第75号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第75号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第76号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6 議案第76号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第76号の提案理由を申し上げます。

議案第76号の提案理由を申し上げます。7ページをお開きいただきます。

議案第76号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大郷町条例第25号）の一部を別紙とおり改正するものとする。

令和2年11月26日提出

大郷町長 田 中 学

8ページを御覧いただきます。まず、今回の改正理由を申し上げます。先ほどの議案第75号、職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、会計年度任用職員の給与等の条例を改正するものでございます。附則の第2項及び第3項は、令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例を定めた規定ですが、第2項中、「100分の130」を「100分の125」とし、「100分の65」を「100分の62.5」に改めるとともに、第3項中、「100分の130」を「100分の127.5」に改め、「100分の97.5」を「100分の95.625」に改めるものでございます。第4項は、給料表の改定が行われるときの、フルタイム会計年度任用職員の給料について、当該年度の翌年度から適用とすることを明記するものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、この条例の施行日前に支給した期末手当については、従前の例による、とするものでございます。

以上、議案第76号について、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第76号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第8回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午 前 10時 20分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員